

平成二十年十二月八日提出
質問第三二一號

後期高齢者医療保険料の滞納実態等に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者医療保険料の滞納実態等に関する質問主意書

一 十二月五日の衆議院予算委員会で舛添大臣は、約八%の後期高齢者が保険料を滞納していると答弁した。これは何月時点の調査で、どこの広域連合で、それぞれ合計及び何人の後期高齢者が滞納しているのか。また、それぞれの広域連合における滞納者数の割合についてお教え願いたい。

二 この約八%が滞納というのは、普通徴収の方の八%なのか、すべての後期高齢者の八%なのか。

三 一、二を含め、後期高齢者医療制度における滞納の実態調査の詳細をお教え願いたい。

四 後期高齢者医療制度において、各広域連合が資格証明書の発行基準を決めるのはいつか。

五 一において、このままいけば、来年春以降、後期高齢者に対して資格証明書が発行されることが予想される。七十五歳以上の高齢者に対して資格証明書を発行するのは問題ではないのか。

六 五において、七十五歳以上の高齢者は特に医療を必要とするケースが多い。資格証明書を発行することで、必要な医療を受けられずに亡くなるケースも出てくると考えられるが、その可能性はゼロと言えるのか。

七 そもそも今年三月までの老人保健制度では七十五歳以上の高齢者に資格証明書は発行されていなかった

が、その理由は何か。また、今まで資格証明書を発行していなかったのに、後期高齢者医療制度では、なぜ資格証明書を発行するのか。

右質問する。